

平成30年度第3回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成30年7月17日(火)

午前9時30分から

場 所 市役所5階 511・512会議室

1 個人情報取扱事務について(公開)

審議依頼事項

- ・児童扶養手当事務において収集した個人情報の目的外利用(児童家庭課)

報告事項

- ・小規模埋立て等の許可に関する事務の変更(環境保全課)
- ・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始(都市計画課)

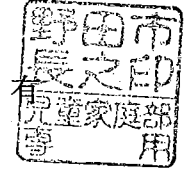
2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて(公開)

個人情報保護審議依頼書

野児児第306号
平成30年7月5日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第9条第3項~~(及び第1条第1項)~~の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

| | |
|----------|---|
| 事務の名称 | 児童扶養手当事務 |
| 担当課等の名称 | 児童家庭部児童家庭課 |
| 開始・変更年月日 | 平成30年 7月18日 |
| 審議依頼事項 | <p>条例第9条第1項関係</p> <p>個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において、野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂の基礎資料とするために実施するアンケートに利用するもの。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。</p> |
| 備考 | |



平成30年度第1号

野田市ひとり親家庭支援総合対策プランを改訂するためのアンケート調査について

1 アンケート調査の概要

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)の改訂に当たり、計画の基礎資料とするために、ひとり親家庭等の支援に関する意識調査を実施するもの。

2 目的外利用をする個人情報

「児童扶養手当事務」において収集・記録している受給者等の住所及び氏名
・利用件数 1,543件(平成30年5月31日時点)

3 目的外利用の内容

毎年7月下旬に送付する児童扶養手当の現況届に、アンケート調査票を同封して送付するもの。

4 目的外利用をすることについて公益上特に必要があると認める理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法では計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならないと規定されている。

当該アンケートによりひとり親家庭等の支援に関する意識調査をし、これを踏まえて野田市ひとり親家庭支援総合対策プランを改訂することにより、福祉施策の充実を図ることができるため。

5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策

調査票の回答は無記名にして、回収の段階で回答者の特定ができないようにする。

個人情報取扱事務登録簿

| | | 区 | 分 | <input type="checkbox"/> 共通 | <input checked="" type="checkbox"/> 個別 |
|---------------|---------|--|-------|-----------------------------|--|
| 実施機関の名称 | | 市長 | | 届出部課等の名称 児童家庭部児童家庭課 | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | | H13.4.1 | 開始年月日 | S37.1.1 | 最終変更年月日 H22.8.1 |
| 事務の名称 | | 児童扶養手当事務 | | | |
| 事務の目的 | | 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 | | | |
| 事務の概要 | | 児童扶養手当の支給を希望する者から認定請求を受け、受給資格及び手当額について調査及び審査をし、認定通知、証書、支給停止通知、却下通知を送付し、児童扶養手当を支給する。また、支給開始後も現況届、額改定、支給停止、資格喪失等の請求及び届出を受ける。 | | | |
| 対象者 | | 児童扶養手当の申請者、対象児童、申請者の同居者、対象児童の同居者 | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童扶養手当法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | |
| | 上記以外の項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | |
| 収集先 | | <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(課税課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(国、県、他市区町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(申請者) <input type="checkbox"/> その他() 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童扶養手当法、番号法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | <input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input checked="" type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称：児童扶養手当関係情報を提供する事務 主な提供項目(児童扶養手当の支給に関する情報) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(国、県、他市区町村) <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| | | 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | |
| 外部委託等 | | <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日 | | | |
| 電子計算機結合 | | <input checked="" type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他() | | | |

平成30年 6月29日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|----------|--|
| 事務の名称 | 小規模埋立て等の許可 |
| 届出部課等の名称 | 環境部 環境保全課 |
| 変更年月日 | 平成30年6月29日 |
| 変更の理由 | 野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止し、野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を制定したため。 |
| 変更内容 | <ol style="list-style-type: none">1 事務の名称を「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事務」に変更する。2 事務の目的を「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業（事業に供する区域が300㎡以上の土砂等の埋立てや一時堆積を行う事業をいう。）に対して必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、市民の生活環境を保全するもの。」に変更する。3 対象者の範囲を「特定事業を行う者、特定事業を行う者の代理人及び使用人、特定事業を行う法人の代表者、役員、株主及び出資者、事業区域内の土地所有者、事業区域に隣接する土地所有者、事業区域 |

| | |
|---|--|
| | <p>の近隣住民」に変更する。</p> <p>4 個人情報の収集項目</p> <p>「住所」「年齢・生年月日」「連絡先」「学業・職業等」「資産」「所属団体（暴力団）に関する情報」を加える。</p> <p>5 収集先に「他の官公庁（千葉県警察本部）」「民間・私人（申請者）」を加え、本人以外から収集している理由に「1号（法令等の名称：野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）」を加える。</p> |
| 備 | 考 |

個人情報取扱事務登録簿

| | | 区 | | 分 | | □共通 ■個別 | |
|---------|---------|--|--|----------|--|-----------|--|
| 実施機関の名称 | | 市長 | | 届出部課等の名称 | | 環境部 環境保全課 | |
| 関係課等の名称 | | | | | | | |
| 届出年月日 | | H13.4.1 | | 開始年月日 | | H13.4.1 | |
| | | | | 最終変更年月日 | | H30.6.29 | |
| 事務の名称 | | 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する事務 | | | | | |
| 事務の目的 | | 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業（事業に供する区域が300㎡以上の土砂等の埋立てや一時堆積を行う事業をいう。）に対して必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、市民の生活環境を保全するもの。 | | | | | |
| 事務の概要 | | <p>特定事業を行おうとする者から事業区域内の土地所有者、隣接する土地所有者及び近隣住民の同意書を添付した申請書の提出を受け、審査し、特定事業の許可の可否を決定する。なお、事業区域面積が3,000㎡以上の特定事業を行おうとする者からは、申請書の提出の前にはあらかじめ特定事業計画書の提出を受け、協議し、必要な指導又は助言をする。</p> <p>許可の内容に変更がある場合、変更許可申請書の提出を受け、審査し、変更許可の可否を決定する。</p> <p>審査の際、必要に応じて、特定事業を行おうとする者や代理人、法人の役員や使用人に暴力団員等がないかについて千葉県警察本部長から意見を聴く。</p> <p>許可後は、許可を受けた者から事業の着手の届出や土砂等の搬入の届出をさせ、定期的に地質及び排水の検査結果を報告させ、環境基準に適合しているかの監視を行うとともに、土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止するために必要な場合は、許可を受けた者又は特定事業について同意した事業区域内の土地所有者に対し、必要な措置を講ずるよう命じる。命令に従わない等の事由がある場合には許可の取消を行う。</p> <p>許可を受けずに特定事業を行った者に対しては、土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じる。</p> | | | | | |
| 対象者 | | 特定事業を行う者、特定事業を行う者の代理人及び使用人、特定事業を行う法人の代表者、役員、株主及び出資者、事業区域内の土地所有者、事業区域に隣接する土地所有者、事業区域の近隣住民 | | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | | | |
| | 上記以外の項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 所属団体（暴力団）に関する情報 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | |
| 収集先 | | <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部（ ） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（千葉県警察本部） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（申請者） <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | |
| | | 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| 経常的な目的外 利用・提供先 | <input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（ _____ ） |
| | <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（ _____ ） [<input type="checkbox"/> 他の実施機関（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）] |
| | 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：_____ <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： _____ 年 月 日 |
| 外部委託等 | <input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 _____ 年 月 日 |
| 電子計算機結合 | <input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：_____ <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 _____ 年 月 日 |
| 個人情報の 保存期間 | 1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他（ _____ ） |

個人情報取扱事務登録簿

| | | 区 | 分 | <input type="checkbox"/> 共通 | <input checked="" type="checkbox"/> 個別 |
|---------------|---------|--|----------|-----------------------------|--|
| 実施機関の名称 | | 市長 | 届出部課等の名称 | | 都市部 都市計画課 |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | | H30.7.11 | 開始年月日 | H30.7.20 | 最終変更年月日 |
| 事務の名称 | | 私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務 | | | |
| 事務の目的 | | 道路に面するブロック塀の倒壊に伴う通行人の生命及び身体への被害を防止するため、ブロック塀の安全診断に係る費用に対する補助金を交付することにより、危険なブロック塀の適切な撤去を促進しようとするもの。 | | | |
| 事務の概要 | | 補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受け、書類の審査、現地確認その他の必要な調査を行い、交付の可否及び補助金の額を決定し、申請者に通知する。交付の決定を受けた者からの委任により、診断を請け負った者に対し、補助金を支払う。診断を請け負った者から安全診断に係る結果の報告を受け、危険性が確認されたブロック塀の所有者に対し、通行人に対する注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨の注意喚起を行う。 | | | |
| 対象者 | | 補助金の申請者、対象ブロック塀等の設置された土地の所有者、請負者 | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | |
| | 上記以外の項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | |
| 収集先 | | <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 (申請者) <input type="checkbox"/> その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | <input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 ()) (<input type="checkbox"/> その他 ()) | | | |
| | | 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日 | | | |
| 外部委託等 | | <input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日 | | | |
| 電子計算機結合 | | <input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 () | | | |

野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引改正案新旧対照表（第13条抜粋）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第13条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をずるに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第2号ただし書工、同条第3号ただし書又は第7条の規定によりこれを開示しようとするときは、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。</p> <p>【摘要】</p> <p>※ 具体的な手続については、『対応マニュアル』P.15を参照すること。</p> <p>第1項 開示請求に係る行政文書に、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されている場合は、開示請求を受けた実施機関が、第三者の正当な権利利益の保護に關する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するために必要な調査の一環として、当該第三者から意見を聴くこととした。</p> <p>第2項 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するためや公益上の理由</p> | <p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第13条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をずるに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第2号ただし書工、同条第3号ただし書又は第7条の規定によりこれを開示しようとするときは、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。</p> <p>【趣旨、解釈・運用】</p> <p>開示請求に係る行政文書に、国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されている場合は、開示請求を受けた実施機関が、第三者の正当な権利利益の保護に關する不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するために必要な調査の一環として、当該第三者から意見を聴くことができるとした。</p> <p>また、開示請求に係る行政文書に人の生命、身体等の保護のためという公益的理由により不開示情報から除外されるものが記録されているときは不開示情報が記録されているが優越する公益の存在を理由として当該行政文書を開示するときには、関係者の利益との調整の必要性が類型的に認められるので、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えなければならないこととした。</p> |

により不開示情報を開示しようとするときは、当該情報に係る者に意見を述べることができる機会を与える必要があるので注意すること。

第3項

第三者から意見を聴き、又は意見を述べることができる機会を与えた場合において、当該情報を開示しようとするときは、当該第三者からの不服申立ての機会を確保することが第三者の正当な権利利益を保護するために適当であるので、開示の決定を当該第三者に通知するとともに、開示の決定と開示の実施との間に不服申立手続を講ずるに足りる相当の期間を確保することとした。

※ 「第三者」の範囲から国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（以下本条の摘要において「国等」という。）を除いているが、国等からの意見聴取の必要性自体を否定しているわけではない。しかし、開示の可否の決定は、第一義的に実施機関が行うべきものであり、安易に国等に対して意見照会を実施し、安易にその意見に寄り添う決定をすることは避けられなければならない。したがって、①実施機関が開示の可否を判断する際の判断材料の不足を補う意味での照会や、②不開示しようとする判断をしたときに、開示にならないかを確認する意味で行う照会に限って行うものとする。

※ ①の具体例 警察職員の氏名が記録された行政文書の開示請求があった際に、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、野田市条例第6条第4号の「開示することにより、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めると足りる相当の理由がある情報」に該当し、不開示であると実施機関が判断しているところだが、各実施機関は警察職員の階級の情報を保有していないため、警察に対して、当該警察職員が警部補以下の階級にあるかを照会する例がある。なお、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条第2号ハ及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号）の規定による不開示情報でもある。

このようにして、第三者から意見を聴き、又は意見を述べることができる機会を与えた場合において、当該情報を開示しようとするときは、当該第三者からの不服申立ての機会を確保することが第三者の正当な権利利益を保護するために適当であるので、開示の決定を当該第三者に通知するとともに、開示の決定と開示の実施との間に不服申立手続を講ずるに足りる相当の期間を確保することとした。

第三者意見照会をする場合（条例第13条、手引P.60）

総務課職員は、第三者意見照会をする必要があるかを、当該第三者の権利保護の観点から個別具体的に判断し、担当課職員は、総務課の指示に従い、意見照会を行う。

第三者意見照会をする場合は、次の手順で開示等の決定をする。

- (1) 提出期限を定めて文書により第三者意見照会を行うとともに、開示請求者に対し、第三者意見照会の実施により開示等の決定の期間の延長をすることを文書で通知する。

※ 延長できる期間は、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して45日以内であるが、第三者意見照会の場合は、第三者からの意見書の提出期限の翌日から起算して15日以内までの延長を原則とし、できる限り速やかに開示等の決定をすること。

- (2) 第三者の意見を踏まえて、開示等の決定をする。

※ 第三者から不開示の意見が提出された部分について開示の決定をした場合
⇒ 第三者に開示の決定をした旨を通知し、開示の実施日は、原則として開示の決定日の翌日から起算して15日目以降とする。

⇒ 開示の実施までに第三者から審査請求が提出された場合は、審査請求に対する裁決がされるまで（訴訟の提起に至った場合は、判決が確定するまで）の間は、開示の実施を保留する。

9 開示等の決定後の手続**窓口において開示の実施をする場合****全部の開示**

- 1 担当課職員は、公印押印後の決定通知書及び対象文書を総務課に提出する。
2 総務課職員は、請求者に電話連絡をし、開示の準備が整ったこと、開示の実施のために開庁時間に来庁してほしいこと、及び写しの交付の場合はその費用の額を伝える。

また、決定通知書について、開示の実施の際に窓口交付で良いか、それとも郵送した方が良いか確認すること。

決定通知書の郵送の場合は、決定通知書を受け取った後に、当該決定通知書を持参の上で来庁するよう伝え、総務課職員が郵送する。

※ 請求者にとって、決定通知書の交付を窓口で受ける場合のメリットは、例えば、午後2時に開示の準備が整ったことの電話連絡を受けた場合に、当日の午後5時15分までの間に開示の実施を受けることができることである。

（市にとっては郵送費の節約のメリットがある。）

※ デジタルカメラによる撮影等の希望がある場合は、会議室等を確保すること。

- 3 原則として情報公開コーナーにおいて開示の実施をする。

※ 開示等の決定の期限は、決定の期限であり、通知の期限ではない。しかし、